

随意契約内容の公表について

京都市上下水道局の随意契約のうち、次の契約を公表します。

1 対象契約

令和6年度上半期（令和6年4月～9月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える測量・設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 契約の件名
- (2) 担当所属名
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

契約会計課執務室内及びホームページにおいて閲覧に供します。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和6年04月01日	システム運用支援業務委託	26,809,200	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
002	令和6年04月01日	水道料金系システム保守業務委託	17,325,000	上下水道局総務部総務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
003	令和6年04月01日	令和6年度 デジタル化企画・開発等アドバイザー業務委託	9,900,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
004	令和6年04月01日	令和6年度 イントラ系インフラ仮想基盤構築作業	28,765,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
005	令和6年04月01日	令和6年度 電子計算機システム運用・管理等支援業務委託(イントラ系)	23,637,900	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
006	令和6年04月01日	令和6年度 電子計算機システム運用・管理等支援業務委託(料金系)	22,229,900	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
007	令和6年04月01日	令和6年度 イントラ系ネットワーク保守業務委託	14,300,000	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
008	令和6年04月01日	令和6年度 料金系ネットワーク運用保守業務委託	8,665,800	上下水道局総務部総務課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
009	令和6年04月01日	令和6年度京都市上下水道局戦略的PR業務	6,600,000	上下水道局総務部総務課	株式会社実業広告社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
010	令和6年04月01日	鳥羽水環境保全センター・蹴上浄水場一般公開業務	14,000,000	上下水道局総務部総務課	株式会社関広	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
011	令和6年04月01日	多言語音声案内システム機能拡充等業務	6,909,100	上下水道局総務部総務課	株式会社電通 関西第3ビジネスプロデュース局 京都オフィス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
012	令和6年04月22日	親子乗船会等のPR・運営業務	10,998,900	上下水道局総務部総務課	株式会社JTB 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
システム運用支援業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
26,809,200円
- 7 契約内容
上下水道局総務部総務課及び総務部お客さまサービス推進室が運用、維持管理する業務システム全般にわたり、受託者がシステム運用管理の担当職員を支援するものである。
- 8 随意契約の理由
本件契約内容を履行するに当たっては、当局の業務運用に関する知識や経験と、料金系ネットワークをはじめ水道料金系システムと連携する各周辺システム、ハンディターミナル等の一連のシステムについての豊富な知識を持った者の支援が必要であり、他の事業者が実施した場合、水道料金システム等の運用が停止する等、料金業務等の運用に重大な影響が生じるおそれがあり、これらシステムについて開発及び保守を行っている事業者でなければ、的確かつ十分な支援を得られないが、これが可能な事業者は、一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水道料金系システム保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,325,000円
- 7 契約内容
水道料金系システムを正常かつ安定的に運用するために、受託者が必要な保守作業等の業務を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件水道料金系システムは、受託者が開発したパッケージソフトウェアを基に、当局向けに業務システムの本体部分を独自開発しており、本件業務を履行するためには、同システムの内部構造、環境設定、開発の経緯等について詳細に把握している必要があり、本件業務を履行可能な事業者は、一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 デジタル化企画・開発等アドバイザー業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
9,900,000円
- 7 契約内容
上下水道局におけるデジタル化を推進し、更なるお客さまサービスの充実や業務の効率化を図るため、局が所管する電子計算機システム全般に係る企画、開発及びデジタル化推進に係る業務について、受託者が局職員を支援するものである。
- 8 随意契約の理由
業務履行に際して、上下水道局ネットワークシステムの特性に係る豊富な知識が不可欠であり、また、当局ネットワークシステムについて開発及び保守を行っている事業者から既に支援を受けており、今後も継続した支援を受ける必要があるが、これを履行可能な事業者は一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 イントラ系インフラ仮想基盤構築作業
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
28,765,000円
- 7 契約内容
当局において稼働しているイントラ系ネットワーク管理に係る仮想化サーバ2つを更新に合わせて統合するため、当該サーバの統合に係る仮想基盤（イントラ系インフラ仮想基盤）環境を構築のうえ、現在の仮想化サーバで運用中のシステムの移行作業を実施し、正常に稼働させ、適正な使用方法を教示するものである。
- 8 随意契約の理由
既存の情報システムや設備等の機能を損なわないよう本ネットワーク全体の構成や設定を熟知している者が作業を行う必要があり、また、本ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本作業を実施すると、接続した既存のネットワーク機器等の設備やこれらの上で稼働する情報システムに関する通信に係る機能が損なわれるおそれがあることから、これを履行可能な事業者は、既存ネットワーク環境に係る構築及び運用管理業務の受託者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 電子計算機システム運用・管理等支援業務委託（イントラ系）
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
23,637,900円
- 7 契約内容
局内イントラ系ネットワークに係る設備機器全般についての企画、開発・導入、ヘルプデスク、ネットワーク管理及びトラブルメンテナンス等を専門的な知識と経験を有するシステムエンジニア（SE）に支援を委託し、効率的な業務運営を目指すものである。
- 8 随意契約の理由
当該ネットワークの電子計算機システムのサーバ設備群は、相互に接続する構成である。また、当該ネットワークは、京都市行政業務情報システム（文書管理、人事給与、財務会計）をはじめ、マッピング、積算、設計等の各種内部情報系システムが稼働しているネットワークであるとともに、インターネットへも接続しており、当局が日々の業務を遂行するうえで重要な基幹ネットワークである。これらを継続して安定的に運用するために、本件に係る作業においては当該ネットワーク全体の構成や設定内容等を熟知している必要があり、本件業務を履行可能な事業者は、一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 電子計算機システム運用・管理等支援業務委託（料金系）
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
22,229,900円
- 7 契約内容
局内料金系ネットワークに係る設備機器全般についての企画、開発・導入、ヘルプデスク、ネットワーク管理及びトラブルメンテナンス等を専門的な知識と経験を有するシステムエンジニア（SE）に支援を委託し、効率的な業務運営を目指すものである。
- 8 随意契約の理由
当該ネットワークの電子計算機システムのサーバ設備群は、相互に接続する構成である。また、当該ネットワークには、水道料金システムや統合地図システム等のお客さまの個人情報を保有する基幹システムが接続されており、当局がお客さまサービスを遂行するうえで重要な基幹ネットワークである。これらを継続して安定的に運用するために、本件に係る作業においては当該ネットワーク全体の構成や設定内容等を熟知している必要があり、本件業務を履行可能な事業者は、一者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 イントラ系ネットワーク保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
14,300,000円
- 7 契約内容
上下水道局イントラ系ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）上で稼働するサーバ等（以下「保守対象サーバ」という。）を安定的に稼働させるために、運用保守及び障害対応等の作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本ネットワークで接続して稼働する各種システム機器等のネットワーク構成要素及び保守対象サーバの構造を熟知し、不具合が発生した場合は、速やかに原因の切分けや復旧作業を実施することが必要であり、本ネットワークの運用管理業務を行っている者以外の者が本件作業を実施すると、責任区分が不明確になるとともに、迅速な原因究明などの対処が困難になることから、本件業務を履行可能な事業者は、既存設備等の機能を損なうことなく本ネットワークの一元的な運用管理体制を維持し、全体の構成や設定を熟知している既存設備の運用管理業務の受託者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 料金系ネットワーク運用保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
8,665,800円
- 7 契約内容
上下水道局料金系ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）を構成している管理用サーバ群及び通信機器等（以下「本機器」という。）を安定的に稼働させるために、運用保守及び障害対応等の作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本機器は、本ネットワーク上で稼働する水道料金系システムをはじめ、当局の基幹的業務である料金業務を支える各種システムのセキュリティを確保し、安定的に運用する上で欠かせないものである。このため、本機器に起因して不具合が発生した場合、速やかに原因の切分けや復旧作業を実施することが求められ、本機器の設定を行い、本ネットワークを構築した者以外が本委託作業を実施すると、責任区分が不明確になるとともに、迅速な原因究明などの対処が困難になることから、本件業務を履行可能な事業者は、本ネットワーク全体の構成や設定内容を熟知している者に限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市上下水道局戦略的PR業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区正面通高瀬東入山王町343番地
株式会社実業広告社
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
本業務は、京都市上下水道局が取り組む「ライフライン事業の理解促進」「水需要の喚起」等の広報活動において、市民、企業などに対し戦略的な働きかけを行い、認知度向上のためのブランディングを行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社実業広告社が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽水環境保全センター・蹴上浄水場一般公開業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年5月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）
14,000,000円
- 7 契約内容
本業務は、市民の皆さまの安全・安心で快適な暮らしを支える重要なライフラインである水道事業・公共下水道事業について理解を深めていただくため、鳥羽水環境保全センター及び蹴上浄水場の一般公開事業を実施することを目的とするものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務委託については、価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルによって受託事業者を選定した。
このため、受託事業者との契約に当たっては、随意契約を採用した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式の事業者募集における提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社関広が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
多言語音声案内システム機能拡充等業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地 京都ダイヤビル7階 京都オフィス
株式会社電通 関西第3ビジネスプロデュース局 京都オフィス
- 6 契約金額（税込み）
6,909,100円
- 7 契約内容
令和4年度に開発した「びわ湖疏水船多言語自動音声案内システム」の航路延伸対応、利便性の向上、運営スタッフに向けた説明会の実施を委託するもの。
- 8 随意契約の理由
本システムは、令和4年度に公募型プロポーザル方式により選定された株式会社電通によって開発されており、本システムの機能を損なうことなく本業務を達成できる事業者は株式会社電通のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
親子乗船会等のPR・運營業務
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月22日
- 4 履行期間
令和6年4月23日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
10,998,900円
- 7 契約内容
親子乗船会のPRを行い、親子乗船会の抽選結果送付、当日の対応等、運營業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由
価格だけでなく、これ以外の要件（企画内容や実施体制等）における競争によっても契約の相手方を選定する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
提案内容について、要項により定めた資格・評価基準に基づき審査及び評価を行った結果、株式会社JTB京都支店が資格を満たす者の中で最高評価点を獲得したため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人事給与・庶務事務システム等の運用保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部職員課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,423,200円
- 7 契約内容
令和4年4月から稼働している人事給与・庶務事務システム等（以下「本システム」という。）の運用保守業務を委託するもの。
受託者は本システムを正常に稼働させ、当局に適正な使用方法を教示するとともに本システムに係るパッケージソフトウェア等の保守管理を行うこととする。
- 8 随意契約の理由
本システムは日本電気株式会社が独自に開発したパッケージソフトウェア「GPRIME人事給与・庶務事務システム」等に適正規模のカスタマイズを施して構築しており、当該ソフトウェアの開発及び同カスタマイズに当たっては同社独自の知識や技術（ノウハウ）等が用いられていることから、その内部構造や環境設定等に関するノウハウ等を有しない同社以外の者が本委託業務を実施することは極めて困難であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
日本電気株式会社は、人事給与システム・庶務事務システム等の構築事業者であり、契約の要件を満たす唯一の者であることから、本契約を同社と締結する必要がある。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
税制改正（定額減税）に伴う人事給与システムの改修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部職員課
- 3 契約締結日
令和6年5月8日
- 4 履行期間
令和6年5月9日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,329,400円
- 7 契約内容
令和4年4月から稼働している人事給与・庶務事務システム（以下「本システム」という。）において、令和6年度税制改正（定額による所得税の特別控除（定額減税）の実施）に伴い、当該改正内容に対応することを目的として、本システムの改修作業を業務委託するもの。
- 8 随意契約の理由
本システムは日本電気株式会社が独自に開発したパッケージソフトウェア「GPRIME人事給与・庶務事務システム」等に適正規模のカスタマイズを施して構築しており、当該ソフトウェアの開発及び同カスタマイズに当たっては同社独自の知識や技術（ノウハウ）等が用いられていることから、その内部構造や環境設定等に関するノウハウ等を有しない同社以外の者が本委託業務を実施することは極めて困難であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
日本電気株式会社は、人事給与システム・庶務事務システム等の構築事業者であり、契約の要件を満たす唯一の者であることから、本契約を同社と締結する必要がある。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市上下水道局インターネット受付システム保守業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町4番20号
株式会社エフレジ
- 6 契約金額（税込み）
7, 144, 500円
- 7 契約内容
本契約は、京都市上下水道局インターネット受付システムの運用支援、障害対応のシステムの保守作業を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本システムの技術仕様は、開発業者独自のものであり、本件契約の履行に当たってはプログラム内容や構成等の詳細な技術情報を理解し、他の者が有し得ない専門的な知識及び技術を必要とする。
なお、各業務システム及びハードウェアの障害発生時には、その解消のため、迅速なサポートを受ける必要があるが、他社と契約した場合、システム障害が発生した際の責任区分があいまいになり、原因究明が困難になることで、各業務に著しい支障が生じる恐れがあるため、本件は、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ハンディターミナルのシステム及び機器保守等委託

2 担当所属名

上下水道局総務部お客さまサービス推進室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和6年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス

6 契約金額（税込み）

14,863,200円

7 契約内容

本件委託業務の対象となるハンディターミナルシステム（以下、「本システム」という。）は、平成16年度に株式会社京信システムサービスにより開発、納入されたシステムである。本件委託では、本システムに使用しているハンディターミナル機等に係るシステム及びハードウェアの保守サービスを受けようとするものである。

8 随意契約の理由

各業務システム及びハードウェアの障害発生時には、その解消のため、迅速なサポートを受ける必要があるが、他社と契約した場合、システム障害が発生した際の責任区分があいまいになり、原因究明が困難になることで、各業務に著しい支障が生じる恐れがある。

また、本件ではシステムの軽易な機能追加、機能改良も委託業務に含むため、システムの一部を開発元と異なる業者の手で改修した場合、既存のシステム等の機能を損ない、契約の目的を達成することができない可能性がある。

これらのことから、契約の相手方は本システムの開発業者に特定されるため、随意契約を採用するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
その他汚水排出量認定事務及び付帯業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条菅田町7番地3
一般財団法人京都市上下水道サービス協会
- 6 契約金額（税込み）
53,900,000円
- 7 契約内容
その他汚水排出量認定事務は、申請者と協議し、時間計・流量計による計測や、計測により難しい場合は認定により汚水排出量を決定するものである。
- 8 随意契約の理由
これらの業務は、使用者の申請書類を精査したうえで設備の現地確認を行い、時間計・流量計の設置場所や単位揚水量の認定等をはじめ、適正な汚水排出量を検針できるための検証や、未申告の排水設備等の確認調査を併せて行う業務である。
排出量の認定に際しては、揚水設備の故障やメーターの設置ができない場合などには、個々の使用者から聞き取りを行うなど、設備の状況や使用状況等を調査したうえで認定することもあり、定形的ではない判断や使用者との折衝が求められることから、井戸等の設備に関する技術や知識のほか、本市水道事業・公共下水道事業に関する豊富な知識や経験が必要となる。また、工事湧水等の現場確認など、早急な対応が必要となる案件もあり、そのための体制を整えることが求められる。さらに、本件業務は下水道使用料の賦課という行政行為の前提となる業務であることから、行政の役割を補完し、上下水道局と一体となって業務を遂行できる組織であることが求められる。
一つ一つの能力及び条件を満たす者は複数存在するが、条件を全て満たす者は特定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
開閉栓作業依頼機能追加等に伴う水道料金系システム改修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和6年9月4日
- 4 履行期間
令和6年9月4日から令和6年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
27,259,746円
- 7 契約内容
本契約は、水道料金系システム（以下「minamo」という。）上で、開閉栓業務受託業者への作業依頼等を実施する方法に変更するため、システム改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
minamoは、お客さま情報、調定、請求、収納等を管理する料金系の基幹システムであり、水道検針システムや窓口収入台帳システム等、他の様々なシステムと連携している。
そのため、minamoの構造、設定等について詳細に把握していない者が本件業務を実施すると、minamoや連携する他システムに障害を発生させ、局内業務のみならず、市民生活にも多大なる影響を及ぼす恐れがある。
このことから、システムの機能を損なわずに契約の目的を達成できるのは、minamoの開発・保守管理を行っている日本電気株式会社に特定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
財務会計及び契約管理システム保守サービス
- 2 担当所属名
上下水道局経営戦略室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,008,000円
- 7 契約内容
現在運用中の京都市上下水道局財務会計システム及び契約管理システムの運用支援及び障害時保守を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
システムソフトウェアは、日本電気製パッケージソフトウェアを利用したカスタマイズ開発であり、運用を安定的に行うためには、システム内の内部構造や環境設定に関する技術知識を知り得た業者の選定が必要であるため、ソフトウェアの開発元との随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度山科区北花山大峰町及び西ノ野町用地嘱託登記等業務委託

2 担当所属名

上下水道局経営戦略室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月2日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地

京都土地家屋調査士会館3階

公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 宮坂雅人

6 契約金額（税込み）

13,985,300円

7 契約内容

本件業務は、土地の境界や沿革に関する綿密な資料調査、境界杭の確認等の現地調査、境界紛争の有無の確認等を行ったうえ、市有地と隣接地の境界を確定し、市有地の実態に応じた適正な表示登記を行う。

8 随意契約の理由

本件業務の委託先として選定する公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「同協会」という。）は、土地家屋調査士法（以下「法」という。）第63条の規定により設立を認められた団体であり、官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の迅速な実施に寄与することを目的とし、官公署の依頼を受けて法第3条第1項に掲げる不動産の表示に関する登記事務を業務としている法人である。同協会は、高度な専門性、社員の専門的能力結合性、公益法人性（利益追求団体ではない。）を有し、これまでに京都府、府内各地方公共団体及び本市の境界確定等業務の委託先として相当の実績を有していることに加え、緊急時の代替社員の確保や成果品作成に係る社員向けの独自研修の実施など、迅速かつ適正で確実な業務遂行に向けた体制も備えている。

よって、契約の相手方が同協会に特定されるため、随意契約により契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務（延長）
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区海岸一丁目7番1号
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
27,846,852円
- 7 契約内容
総合庁舎及び各事業所の電話設備等の賃借等について、当初契約期間の終了後も継続して設備を設置し、正常に稼働させるとともに、保守等を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本業務は、令和6年3月31日を期限として、ソフトバンク株式会社と締結した「京都市上下水道局構内電話設備賃借等業務」（契約日平成29年4月1日）について、1年間の再契約を締結するものである。
既存契約で使用している機器等の電話設備について、引き続き賃借等の契約を締結するものであり、電話設備の設置、接続、設定等の初期投資に要した経費は償却済みである。
また、既存の電話設備を活用することが可能であるため、他の者と契約を締結して、新規の電話設備を導入する場合に比べて、著しく有利な価格で契約を締結できる見込みである。
以上の理由により、本業務の受託に適した業者はソフトバンク株式会社以外にないため、随意契約を採用し、同社と契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市上下水道局土木積算システムの保守管理委託
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区赤坂5丁目2番20号
一般財団法人日本建設情報総合センター
- 6 契約金額（税込み）
11,473,000円
- 7 契約内容
上下水道局土木積算システムを安定的に使用するために保守管理を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
上下水道局における土木積算業務は、財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が開発したシステムを採用している。このシステムの技術仕様はJACIC独自のものであり、他の業者では適正な保守管理を行えないだけでなく、システム障害発生時に対処できず、様々な業務に影響が及び、事業が停滞するおそれがある。
また、本積算システムは、京都市建設局が管理する土木積算システムに、上下水道事業に係る積算機能を追加しているものであり、建設局の積算システムと一体となっていることから、建設局と別の業者を採用した場合、責任区分があいまいになるおそれがある。
以上のことから、本契約の目的を達成するため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
システムの開発及び保守管理を行っている一般財団法人日本建設情報総合センターのみが、本件委託業務を実施できるため、当該業者を選定するものである。

随意契約締結結果報告書

1 件名

電子納品チェックソフト及びCADソフト保守サポート委託

2 担当所属名

上下水道局技術監理室監理課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区堂島浜1-4-19

川田テクノシステム株式会社

6 契約金額（税込み）

8,402,900円

7 契約内容

京都市上下水道局で運用している電子納品チェックソフト及びCADソフトに対して、ヘルプデスクの設置、保守サポート、機能改良及びバージョンアップ並びに、ネットライセンス認証によるサブスクリプション方式で利用環境を提供する。

8 随意契約の理由

本業務委託は、上下水道局で運用している電子納品チェックソフト及びCADソフトに対して、ヘルプデスクの設置、保守サポート及びバージョンアップを行うものである。電子納品チェックソフト及びCADソフトの技術仕様は開発を行った業者独自のものであり、プログラム内容や構成等の詳細な技術情報を理解している開発業者以外の郷社が本委託業務を行うと、不具合発生時の原因が特定できず、責任区分が不明確になり、迅速な復旧が困難となるばかりでなく、電子納品チェックソフト及びCADソフトが動作しないなど機能に重大な障害を与える恐れがある。

これらの理由から本委託業務の目的を達成するため随意契約を採用する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

電子納品チェックソフト及びCADソフトを開発し、その独自のソフトウェア開発技術を有する川田テクノシステム株式会社と契約するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
上下水道局設備工事積算システムRW保守委託
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
6,545,000円
- 7 契約内容
京都市上下水道局で運用している設備工事積算システムRWに対して、システム保守サービス及び運用基準の見直しとシステムの機能充実に伴う仕様変更を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は、上下水道局で運用している上下水道局設備工事積算システムRW（以下「積算システム」という。）について、システム保守サービスに加え、既存機能の仕様変更、新規機能の追加開発に伴い、局独自運用基準の見直しによる機能変更を行うものである。
積算システムの技術仕様は開発を行った業者独自のものであり、プログラム内容や構成等の詳細な技術情報を理解している開発業者でなければ積算システムに重大な障害を与えるおそれがある。
本業務委託を実施できるのは、他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する1者に限られることから、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上下水道局設備工事積算システムRWを開発し、その独自のソフトウェア開発技術を有する株式会社京信システムサービスを選定するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム 給配水関連設備データ入力等業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
株式会社 管総研
- 6 契約金額（税込み）
35,970,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、新規に開発した管路情報管理システム（以下「新システム」という。）について、新システムのソフトウェアを用いて、水道設備の初期データ入力を行うものである。
- 8 随意契約の理由
初期データ入力は、新システムの精度管理を行う上で、確実に実施する必要があるが、本業務をソフトウェア開発業者以外の事業者が行うと、入力データの精度確保ができなくなるとともに、操作方法を熟知していないことから、入力業務に遅延が発生する恐れがある。
そのため、入力データの信頼性を確保し、新システムの運用を安定的に行うためには、新システムの操作方法や機能を熟知したソフトウェアの開発業者である相手方と随意契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム システム運用業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号
株式会社 管総研
- 6 契約金額（税込み）
32,153,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、管路情報管理システム（以下「新システム」という。）の運用を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は、新規に開発し、令和6年4月から運用を開始した新システムの運用を行うものであるが、システムで使用しているマッピングソフト（以下、「ソフト」という。）の動作環境の安定、データの取扱い及び信頼性を確保しながら履行する必要があることから、ソフトの著作権及び所有権を持つ唯一の事業者である相手方と随意契約をする必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市水道施設情報共有システム保守及びシステム保守管理業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NEC ネットエスアイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
10,516,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、「京都市水道施設情報共有システム」（以下「システム」という。）の円滑な運用のために必要な保守サービスを受けようとするものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託業務の対象となる「京都市水道施設情報共有システム」（以下「システム」という。）は、NEC ネットエスアイ株式会社により開発、納入されたシステムである。
本件契約の目的は、万一のシステム及び機器の障害発生時に迅速なサポートを受けることにあるが、他社と契約した場合、障害発生時の復旧作業に長時間を要する等、水道施設の維持管理業務等に著しく支障を来す恐れがある。また、本件ではシステムの軽易な機能追加、機能改良も委託業務に含むが、システムの一部を開発元と異なる業者の手で改修し、後日システムの障害が発生した際、責任区分が曖昧になるとともに、原因の特定が困難になる恐れがある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
管路情報管理システム（従来システム） システム運用業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局水道部管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
愛媛県松山市一番町3丁目2番地11
コンピューターシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,652,129円
- 7 契約内容
本委託業務は、管路情報管理システム（以下「従来システム」という。）の運用を委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は、従来システムの運用を行うものであるが、システムで使用しているマッピングソフト（e-Water）（以下、「ソフト」という。）の動作環境の安定、データの取扱い及び信頼性を確保しながら履行する必要があることから、ソフトの著作権及び所有権を持つ唯一の事業者である相手方と随意契約をする必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水道用粉末活性炭（フレキシブルコンテナバッグ用）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日
令和6年9月3日
- 4 履行期間
令和6年9月4日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市上京区浄福寺通今出川上る有馬町183番地
株式会社松村
- 6 契約金額（税込み）
57,915,000円
- 7 契約内容
本契約は、水道原水の脱臭処理に使用するため調達するものである。
- 8 随意契約の理由
8月上旬から水道原水の植物プランクトン増加により、水質基準を超えるかび臭原因物質の高濃度が続いたため、想定より大量の粉末活性炭を必要とし、年間供給契約を締結している業者のみでは対応できない状況であるため、随意契約により早急に粉末活性炭を調達し、在庫不足を解消するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社に見積依頼をした中で、株式会社松村のみ緊急対応が可能であったため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管布設工事（京都市伏見区伏見西部第五地区土地区画整理事業（その5）地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和6年5月17日
- 4 履行期間
令和6年5月18日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田西内畑町124番地
株式会社大前建設
- 6 契約金額（税込み）
19,360,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局都市整備部南部区画整理事務所にて施工の「伏見西部第五地区 区画道路8号線他築造工事」に際し、上水道管の新設を行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該箇所については、南部区画整理事務所によりボックスカルバートの設置工事が実施されているが、道路幅員に対してボックスカルバートの横幅が広く、下水道・ガス管の埋設物や電気・NTTの建柱物の設置状況を考慮しながら施工する必要がある。また、上水道管を新設する際、ボックスカルバート及び下水人孔との交錯・近接箇所については、それぞれの管を損傷しないよう緻密な高さ位置調整を必要とする。
以上のことから、本工事を区画整理事業の工事請負者が実施することにより、一体的な施工が可能となり、上水道管の品質確保、周辺環境への負担軽減につながる。また、工事着手前の地元調整や工程調整等に費やす時間を大幅に省略できるため、工期の短縮が可能となる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管布設替（その1）工事（京都市下京区郷之町～上之町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和6年5月21日
- 4 履行期間
令和6年5月22日から令和6年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区深草西浦町7丁目49番地
株式会社ミナミ工業
- 6 契約金額（税込み）
17,556,000円
- 7 契約内容
本工事は、都市計画局住宅室すまいまちづくり課にて施行の「崇仁北部地区住宅地区改良事業道路整備工事（東西道路B）」に併せて、経年により老朽化している配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は、これから新設する道路部分に配水管を布設するものであるが、地盤高及び歩車道境界との位置調整について道路工事と綿密な工事調整が必要であり、同時に布設される下水道管との交差部においても限られたスペースの中での工事であり、双方の緻密な位置調整が必要不可欠である。
さらに、本工事は早期の完成を求められており、同一業者で同一時期に一体的な施工を行うことで、工期短縮及び施工責任の明確化を図り、近隣住民への負担を最小限に抑えることが重要である。
以上のことから、道路工事の受注者が一体的に施工することで、工事間調整が可能となり、工期の大幅な短縮が図れるとともに経費の縮減にも繋がることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道台帳管理システム機能保守及び運用支援業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区内藤町87番地
水道マッピングシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,509,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、下水道台帳管理システム等の保守及び運用支援等を行うことにより、システム全体の正常な運用を図ることを目的とする。
- 8 随意契約の理由
本システム開発業者との間で締結している使用権許諾契約では、他の者にシステムに係るプログラム等の開示、変更、消去等を許諾していないため、システムの機能の安定性を確保し、システム全体の正常な運用を図るには、システム開発業者と契約を締結する必要がある。
したがって、本システムの開発業者が、システムの著作権を有し、当局が使用権許諾契約を締結していることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
維持管理履歴システム運用支援業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
9,526,000円
- 7 契約内容
本業務委託は、維持管理履歴システムの安定的な稼働のために、システム障害対応等の運用保守及び運用支援業務を行うことを目的とする。
- 8 随意契約の理由
本業務委託は、維持管理履歴システムの安定的な稼働のために、システム障害対応等の運用保守及び運用支援業務を行うことを目的とする。
本システムは、管路施設の維持管理情報の記録や下水道施設を清掃する際に設計書を作成するもので、サブシステムを含めて多様な機能を持つ下水道部の基幹システムである。本システムは、当該開発業者が独自に開発したものであり、保守及び運用支援業務を行うためには、詳細なシステム構成を熟知していなければならない。
したがって、本システムの開発業者が、本業務委託において、専門的な知識及び技術を有することから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道台帳管理システム機能改修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和6年5月2日
- 4 履行期間
令和6年5月3日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区内藤町87番地
水道マッピングシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,005,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、下水道台帳管理システムについて、OS、データベース対応の改修等を行うことにより、システム全体の正常な運用を図ることを目的とする。
- 8 随意契約の理由
本システム開発業者との間で締結している使用権許諾契約では、他の者にシステムに係るプログラム等の開示、変更、消去等を許諾していないため、システムの機能の安定性を確保し、システム全体の正常な運用を図るには、システム開発業者と契約を締結する必要がある。
したがって、本システムの開発業者が、システムの著作権を有し、当局が使用権許諾契約を締結していることから、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市における低コスト水位計を用いた雨天時浸入水調査に関する調査委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和6年5月16日
- 4 履行期間
令和6年5月17日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区水道町3番1号
公益財団法人 日本下水道新技術機構
- 6 契約金額（税込み）
5,082,000円
- 7 契約内容
本業務は、下水道技術開発連絡会議の「下水道管きょ等における低コスト水位計測技術の活用方法に関する研究」で開発された低コスト水位計を用いて、雨天時における浸入水調査を実施し、調査手法をまとめるとともに、測定データ整理ツールの実証を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件業務の履行に当たっては、下水道技術開発連絡会議の「下水道管きょ等における低コスト水位計測技術の活用方法に関する研究」で開発された低コスト水位計を活用する。低コスト水位計は、従来の水位計の精度を求めず、計測機器そのものを低コスト化することで大量に水位計を設置し、多数の水位を把握することが可能となった。
低コスト水位計に関する専門的な知識、技術を有し、客観的かつ公正に精度検証ができる団体が1者のみであるため、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公益財団法人日本下水道新技術機構は、下水道に関する調査、研究、開発及び評価を行い、その成果の導入を促進すること等により、下水道の適正な整備、管理及び活用等を図り、地域社会の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与することなどを目的とする団体である。

同団体は、上記の目的に資するための公益事業の実施等を通じて専門的な知識、技術を有し、低コスト水位計の調査手法をまとめるとともに、測定データ整理ツールの実証を行うことができる唯一の団体であることから、本件業務の契約相手方とする。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（A地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区岩倉南河原159番地
株式会社斉藤工務店
- 6 契約金額（税込み）
6,356,108円
- 7 契約内容
本件委託は、指定された区域内の下水道施設の良好な維持管理を行うために、巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果、施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃作業は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するために、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和6年度 下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託については、契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（B地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院月双町33番地
株式会社鈴木メンテナンス
- 6 契約金額（税込み）
17,234,658円
- 7 契約内容
本件委託は、指定された区域内の下水道施設の良好な維持管理を行うために、巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果、施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃作業は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するために、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和6年度 下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託については、契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その１）工事（京都市東山区一橋宮ノ内町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年5月22日
- 4 履行期間
令和6年5月22日から令和6年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区岩倉南平岡町70番地2
株式会社山下組
- 6 契約金額（税込み）
6,380,000円
- 7 契約内容
本工事は、標記地内において、事業者が共同住宅新築工事に伴い敷地内の掘削工事を行っていたところ、敷地内（民地内）に既設公共下水道管があり、共同住宅新築工事に干渉することが判明した。事業者は引き続き、共同住宅新築工事を進める計画であるが、当該下水道管が支障となるため、早急に移設する必要がある。移設が遅れ、共同住宅敷地内当該下水道管を存置させたまま建設工事が進められた場合、工事中に本管が破損するなどの影響が懸念される。また、共同住宅完成後に維持管理を行うことが非常に困難となり、下水詰まり等が発生した場合には市民生活に多大な影響をあたえることとなることから、共同住宅新築工事の開始までに早急に移設を行う必要があり、緊急工事として工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者登録の希望者募集要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者である株式会社山下組へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
公共下水道整備（その２）工事（京都市東山区本町１５丁目 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和６年６月１７日
- 4 履行期間
令和６年６月１７日から令和６年１０月２５日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区大原戸寺町２８５
有限会社ユウキ
- 6 契約金額（税込み）
１２，４３０，０００円
- 7 契約内容
標記地内において、ガス工事を施行中、取付管（CPφ600）の破損を発見したと連絡があったため、調査（CPφ600 L=25m 程度）を行った結果、取付管（CPφ600）全体的にクラックや変形、破損が確認された。
取付管（CPφ600）が埋設されている道路は幹線道路の歩道・車道および京都第１赤十字病院前の駐車場の出入口であり、そのままでは管の閉塞や道路陥没による二次被害の恐れがあることから、至急に復旧する対策工事を緊急工事として発注するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定について、緊急の必要により競争入札に付することができないため、「緊急工事業者登録の希望者募集要綱」に基づき、緊急工事業者として登録されており、当番業者である有限会社ユウキへ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第５号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その2）工事（京都市右京区西院西今田町 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年9月26日
- 4 履行期間
令和6年9月27日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区深草泓ノ壺町17番地51
山口建設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,959,600円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において京都市建設局道路建設部道路環境整備課が施工する歩道整備工事（佐井通）（その3）に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の業者選定については、京都市建設局道路建設部道路環境整備課が施工する道路工事の工事区域内での施工であるため、施工責任の一元化、工程管理、工事に係る費用及び、安全管理に係る経費の軽減等が著しく有利となるため、当該工事施行中である山口建設株式会社へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その1）工事（京都市北区紫野上鳥田町 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部きた下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年9月30日
- 4 履行期間
令和6年10月1日から令和6年11月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽奈須野町33番地
有限会社光竜建設
- 6 契約金額（税込み）
3,619,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において建設局土木管理部北部土木みどり事務所が施工する舗装道補修（堀川通）工事に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整や現在接置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事の業者選定については、建設局土木管理部北部土木みどり事務所が発注する舗装道補修（堀川通）工事区域内の施工であるため、施工責任の一元化、工程管理、工事に係る費用及び、安全管理に係る経費の軽減等が著しく有利となるため、当該工事施行中である有限会社光竜建設へ施工を依頼するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

整理番号	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和6年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託(C地区)	19,882,680	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	有限会社大村工務店	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
002	令和6年04月01日	下水道管路施設等巡視・点検業務委託(D地区)	9,460,311	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	東環ネクスト株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
003	令和6年04月24日	人孔上部整備(その1)工事(京都市右京区西京極佃田町他 地内)	12,980,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社成都技建	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
004	令和6年06月03日	人孔上部整備(その2)工事(京都市伏見区深草東伊達町他 地内)	7,425,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	丸林舗道株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
005	令和6年06月11日	大津宇治線公共下水道管布設工事(京都市伏見区石田内里町 他 地内)	9,570,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社古川建設	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
006	令和6年06月17日	毛利橋通公共下水道管布設替工事(京都市伏見区東組町他 地内)	3,520,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社塚本組	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
007	令和6年07月19日	人孔上部整備(その5)工事(京都市山科区西野大手先町 他地内)	2,929,300	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	ZENROAD株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
008	令和6年07月26日	人孔上部整備(その4)工事(京都市伏見区淀木津町 他地内)	20,130,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	森口土建工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
009	令和6年08月30日	人孔上部整備(その7)工事(京都市伏見区竹田七瀬川町他 地内)	17,050,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	安清道路株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
010	令和6年09月02日	人孔上部整備(その6)工事(京都市山科区北花山山田町 他地内)	9,152,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	株式会社北村建設	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
011	令和6年09月04日	深草西浦緯15号線公共下水道管布設替工事 (京都市伏見区深草西浦町6丁目 地内)	8,140,000	上下水道局下水道部 みなみ下水道管路管理センター	安清道路株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（C地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大枝沓掛町13-84-309
有限会社大村工務店
- 6 契約金額（税込み）
19,882,680円
- 7 契約内容
本件業務委託は、標記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和6年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
下水道管路施設等巡視・点検業務委託（D地区）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区醍醐辰巳町2番地の1
東環ネクスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,460,311円
- 7 契約内容
本件業務委託は、標記地内の下水道施設の良好な維持管理を行うために巡視・点検作業を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件委託による巡視・点検の結果施設に不具合があった場合、緊急に対応する必要があり、巡視・点検作業と緊急清掃業者は密接に関連している。緊急時の対応を円滑かつ効率的に遂行するため、本件委託業者と緊急清掃等業者とを同一業者にすることにより、初期対応に遅れが生じず、市民生活への影響が軽減される。
そのため、「令和6年度下水道管路施設等緊急清掃・調査業務委託」の入札において、同入札の落札業者と本件委託についても契約を締結することを明記して執行しており、本件委託においては、契約の相手方を予定しているものであるため、緊急清掃・調査業務委託の契約者と随意契約締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その1）工事（京都市右京区西京極佃田町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年4月24日
- 4 履行期間
令和6年4月25日から令和6年7月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区八条源町24-2
株式会社成都技建
- 6 契約金額（税込み）
12,980,000円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その2）工事（京都市伏見区深草東伊達町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年6月3日
- 4 履行期間
令和6年6月4日から令和6年8月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区梅小路猪熊西入古御旅町208番地
丸林舗道株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,425,000円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
大津宇治線公共下水道管布設工事（京都市伏見区石田内里町 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年6月11日
- 4 履行期間
令和6年6月12日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区大枝北沓掛町三丁目1番地5
株式会社古川建設
- 6 契約金額（税込み）
9,570,000円
- 7 契約内容
本件工事は、建設局道路建設部道路建設課が施工する道路拡幅工事に際し、公共下水道管の布設を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該道路工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
毛利橋通公共下水道管布設替工事（京都市伏見区東組町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年6月17日
- 4 履行期間
令和6年6月18日から令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市東山区本町15丁目286番地
株式会社塚本組
- 6 契約金額（税込み）
3,520,000円
- 7 契約内容
本件工事は、建設局土木管理部伏見土木みどり事務所が施工する歩道整備工事（毛利橋通他）に際し、経年劣化した下水道の取付管布設替及び鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、歩道整備工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該歩道整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その5）工事（京都市山科区西野大手先町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年7月19日
- 4 履行期間
令和6年7月20日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区下津林北浦町10番地82
ZEN都ROAD株式会社
- 6 契約金額（税込み）
2,929,300円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その4）工事（京都市伏見区淀木津町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年7月26日
- 4 履行期間
令和6年7月27日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市西京区桂河田町87番地
森口土建工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
20,130,000円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その7）工事（京都市伏見区竹田七瀬川町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年8月30日
- 4 履行期間
令和6年8月31日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区景勝町50番地10
安清道路株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,050,000円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（その6）工事（京都市山科区北花山山田町 他地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年9月2日
- 4 履行期間
令和6年9月3日から令和6年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区深草下川原町110-43
株式会社北村建設
- 6 契約金額（税込み）
9,152,000円
- 7 契約内容
本件工事は、上下水道局水道部水道管路課が施工する路面復旧工事に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整及び耐用年数を超えた旧規格の鉄蓋交換を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、路面復旧工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
深草西浦緯15号線公共下水道管布設替工事（京都市伏見区深草西浦町6丁目 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部みなみ下水道管路管理センター
- 3 契約締結日
令和6年9月4日
- 4 履行期間
令和6年9月5日から令和7年3月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区景勝町50番地10
安清道路株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,140,000円
- 7 契約内容
本件工事は、建設局道路建設部道路環境整備課が施工する歩道整備工事に際し、経年劣化した下水道の取付管布設替を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、歩道整備工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該歩道整備工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
マンホールポンプ場等監視システム保守管理委託（ポンプ施設）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部ポンプ施設事務所
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市東成区東今里二丁目3番11号
株式会社第一テクノ 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
5,850,900円
- 7 契約内容
本委託業務は、マンホールポンプ場等の運転及び故障状態を監視する「マンホールポンプ場等監視システム（ポンプ施設）」の安定的な稼働のために、システム障害が発生した場合にその原因を調査し、早急に正常な状態へ復旧するための保守管理業務である。
- 8 随意契約の理由
当該システムの不具合発生時の原因究明や機能の回復については、本監視システムの開発、プログラム及びデータベースの設計、製作、装置の設置及び機能試験までの一連のプロセスを熟知した業者においてのみ可能である。したがって、本契約の目的を果たすことが可能な事業者は、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する一者に限定されるため随意契約を採用することとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本監視システムを開発、設計しこのシステムについて熟知し、迅速に機能回復が図れる株式会社第一テクノを選定するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
桃山南 3号汚水ポンプ吐出弁修理（京都市伏見区桃山町大島地内 桃山南ポンプ場）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部ポンプ施設事務所
- 3 契約締結日
令和5年6月5日
- 4 履行期間
令和6年6月5日から令和6年12月27日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区北堀江1丁目12番19号
株式会社栗本鐵工所
- 6 契約金額（税込み）
3,520,000円
- 7 契約内容
本修理は、桃山南ポンプ場に設置されている3号汚水ポンプの吐出弁が経年劣化で破損したため、修理を行うものである。
- 8 随意契約の理由
桃山南ポンプ場の3号汚水ポンプの吐出弁が経年劣化の為に破損した。当該機器が破損すると3号汚水ポンプの運転が出来なくなりポンプ場処理能力が低下し、市民生活及び周辺環境に多大な影響が発生する為、早急に復旧することが必要である。従って、修理を緊急に実施するために随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務の目的を達成するためには、当該機器の開発・設計・製作を行い、その構造、機能について熟知し、迅速に機能回復が図れる株式会社栗本鐵工所を選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
統計システム改修業務委託（ポンプ施設）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部ポンプ施設事務所
- 3 契約締結日
令和6年8月26日
- 4 履行期間
令和6年8月27日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
16,060,000円
- 7 契約内容
本委託業務は、現在稼働中の「ポンプ施設事務所 統計システム」に、年報出力及びマスタメンテナンス機能等の追加を行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該システムを稼働させながら、その運用や機能を損ねることなく作業を行えるのは、本システムの全体設計を行い、プログラム及びデータベースの設計、作成、開発、テストまでの一連のプロセスを熟知した業者のみである。したがって、本契約の目的を果たすことが可能な事業者は、その他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を有する一者に限定されるため随意契約を採用することとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該システムは、株式会社京信システムサービスが独自に開発したものであり、本件契約の目的を達成するため、当該システムを熟知し効率的に作業ができる株式会社京信システムサービスを選定するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽 普及啓発業務及び下水道技術研修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第1課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条菅田町7番地3
一般財団法人 京都市上下水道サービス協会
- 6 契約金額（税込み）
20,680,000円

7 契約内容

下水道事業に対する市民の理解向上及びイメージアップを図ることを主な目的としている。小学生や一般市民等の見学者に対する施設案内を行い、下水道事業の普及啓発を行うとともに、見学コース等にあるせせらぎ用水施設の保守管理を行うものである。また、当局職員の下水道に関する知識及び技術の能力向上を図るため、下水道技術研修施設を効果的に活用した研修を行うものである。

8 随意契約の理由

本業務は、環境学習の一環として鳥羽水環境保全センターを訪れる小学生や一般市民等の見学者に対する施設案内、再制水利用施設であるせせらぎ水路について再生水利用の水質基準等に適合するよう保守管理すること、並びに下水道技術研修施設を活用した研修の実施により当局職員の下水道に関する知識及び技術の能力向上を図ることを主な内容としており、本業務を遂行するに当たっては、以下に掲げる能力が必要である。

- (1) 一般市民等見学者に対して本市水道事業・公共下水道事業を正確に説明し、確実に理解してもらうため、下水処理施設の内容のみならず、水循環に対する知識、法制度など水道・公共下水道全般にわたって精通していること。また、市民の理解を深めるため、本市水道事業・公共下水道事業に関する歴史的背景を十分に理解し説明できるとともに、長期的・継続的視点に立った広報を効果的に展開できること。
- (2) せせらぎ水路は、再生水を利用した施設として、公共下水道事業の普及啓発の観点から環境学習や施設見学と効果的に連携させて活用し、一般市民が下水道に親しみをもち憩いの場として利用できるように常時開放した施設である。そのため、本水路の説明には上記(1)に掲げる能力が必要となるとともに、再生水利用施設として、再生水利用の水質基準等に適合するよう管

理できる専門的知識・技術を併せ持つこと。

- (3) 下水道技術研修施設は、体験型の実習を通じて、下水道の維持管理に必要な知識・技術の習得及びノウハウの継承を行うために活用することを目的としており、効果的な研修及び運営を実施するためには、管路系、機械系、電気系それぞれの分野において豊富で幅広い下水道の知識・経験・専門的技術を有する必要があること。

以上の条件を満たすものは、一般財団法人京都市上下水道サービス協会 1 者のみである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

一般財団法人京都市上下水道サービス協会は、長年にわたり本市の水道事業・公共下水道事業を補完してきた。また、本業務は、本市水道事業、公共下水道事業を全般にわたり熟知し、本市の水道・下水道施設及び設備を広く把握するとともに、下水道の維持管理に必要な専門知識・技術が必要となるなど、豊富な経験に基づく幅広い知識及び技術が求められる。これらの条件をすべて満たす者は 1 者しかいないため、一般財団法人京都市上下水道サービス協会に委託するものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
鳥羽 第2課9号ガスタービンエンジン修繕工事（京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター水処理第2課
- 3 契約締結日
令和6年5月14日
- 4 履行期間
令和6年5月14日から令和7年5月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西中島四丁目2番21号
横手産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
198,000,000円
- 7 契約内容
9号揚水ポンプ駆動用ガスタービンエンジンが、経年劣化により故障し、運転に支障を来しているため、修理するものである。
- 8 随意契約の理由
鳥羽水環境保全センターの第2ポンプ場に設置されている9号揚水ポンプ駆動用ガスタービンエンジンが、経年劣化により故障した。本設備は雨天時に増加する流入下水を揚水するポンプ設備の駆動装置として重要な機能を担っている。
そのため、今後の出水期に向け、緊急に修理・復旧する必要があるが、入札手続を経た場合、対応が間に合わず、状況次第では処理区が浸水し市民生活及び環境へ多大な影響を与える可能性がある。
したがって、修理を緊急に実施するため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
登録業者数件に問い合わせた結果、機材の手配に迅速な対応が可能であり、最も安価であった横手産業株式会社を本工事の契約の相手方とするものである。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伏見排水区横大路系統横大路（その12）公共下水道工事（京都市伏見区横大路六反畑 他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部設計課
- 3 契約締結日
令和6年6月5日
- 4 履行期間
令和6年6月6日から令和6年12月2日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田西内畑町124番地
株式会社大前建設
- 6 契約金額（税込み）
40,150,000円
- 7 契約内容
京都市建設局都市整備部南部区画整理事務所にて施工の「伏見西部第五地区 区画道路8号線他築造工事（以下「区画整理事業）」に際し、下水道管の新設を行うものである。
- 8 随意契約の理由
当該箇所については、令和6年3月27日から横大路淀線等の主要幹線道路の一般開放が実施されており、周辺企業及び地元住民からは、工事車両の台数を減らすことで、一般車両との輻輳軽減や騒音対策等の周辺環境対策を求められている状況である。
これらの状況を踏まえ、複数の工事業者が現場に出入りすると、工事業者ごとに地元対応及び周辺環境対策を実施する必要があるが生じるが、本工事を区画整理事業の工事請負者が実施することにより、一体的な施工が可能となり、工事の輻輳が避けられ、周辺環境への負担軽減につながる。また、工事着手前の地元調整や工程調整等に費やす時間を大幅に省略できるため、工期の短縮が図れるほか、経費の縮減が可能となる。上記の理由より、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり